

7 番（小川義昭君）

まさに合併 10 年目を迎えるこの白山市にとって、さらにこれからの 10 年を迎えることによって、非常に大きな問題、本当に大切な問題でございまして、しっかりと慎重に対応をよろしくお願いいたします。

次に、近年、少子高齢化の進展や地域コミュニティーのきずなの希薄化から、さまざまな福祉の諸課題が顕在化してきていることは、皆さん御承知のとおりですが、何より行政に求められるのは、誰もが住み慣れた地域で安心安全に暮らせる社会基盤を構築できるか否か、その一点があると私は考えております。

とりわけ、福祉行政の最前線に立つ組織である社会福祉協議会は、正しく機能することが不可欠ですが、社会福祉協議会の存在と役割について市民の皆さん、特に若い人たちは果たしてどこまで御存じなのでしょうか。今日的な福祉の諸課題に社会福祉協議会がどのように向き合っているのか、そうした白山市における福祉行政の実情に問題はないのかという視点も含め、次に社会福祉協議会の役割と今後のあり方について質問いたします。

社会福祉協議会は、昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法、現在の社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動推進を目的とし、営利を目的としない民間の組織として設置された経緯があります。

その普遍的な役割は、民生委員児童委員、社会福祉施設などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係者の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる福祉のまちづくりの実現を目指すところにあり、それぞれの都道府県、市町村で多彩な活

動を展開している組織であります。

本市においても、合併による白山市の誕生と同時に、1市2町5村の8つの社会福祉協議会が合併し、白山市社会福祉協議会が発足しています。当初の5年間は、社会福祉協議会の体制や活動の基礎固めを中心に行っていましたが、6年目を迎えた平成21年度を機に、社会福祉協議会の進むべき方向性や取り組むべき事業内容を明確にした白山市地域福祉活動計画が策定されています。

平成22年度から平成26年度の5年間に充てるこの活動計画は、いよいよ最後の年度を迎えることとなり、その成果の有無・大小に市民からも関心の目が向けられるのは必定であります。

当市の社会福祉協議会は、この活動計画に沿って地域福祉事業と介護事業を主軸に据え、地区社会福祉協議会への支援、ふれあいサロンの設置運営の支援、各種相談業務、世代間交流事業や障害者自立支援事業、居宅訪問介護事業などの各種事業を展開しております。

しかも、社会福祉協議会が呼びかけ、旗振り役となって推進される各種事業には、民生委員児童委員を初め、地域福祉活動を行う福祉団体、ボランティア等が深くかかわり、地区社会福祉協議会や町内会、地域住民とより親密な連携を図りながら、熱心に地域福祉活動に取り組んでいます。

そこで、質問いたしますが、行政と社会福祉協議会との関係をいま一度明確に御説明願います。

私が考える福祉行政のあるべき図式とは、明確かつ底堅い哲学を宿した首長の指示のもと、実行部隊としての社会福祉協議会が存在し、相互

の意思を通い合わせながら、安心して幸せな地域社会を構築していく深い関係性を抜きには語られません。そうした視点において、本市の社会福祉協議会は、本市の福祉政策にいかなる位置づけで存在している組織であるのかが、いま一つ明瞭ではありません。

市長及び市当局が社会福祉協議会の役割をどのように認識し、今後の展開にどのような期待を寄せ、さらにいかなる連携を模索されているのかをお答えください。あわせて、社会福祉協議会への人事的・財政的支援は、現在どのようになっているのか、また今後どのように考えているのかをお伺いいたします。